

## 函館市発注工事に係る元請・下請適正化指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市発注工事に係る元請・下請の適正化を図ることを目的に定めるものとし、元請負人および下請負人は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）その他関係法令の規定のほか、本要綱に定める内容を遵守しなければならない。

(定義)

第2条 この要綱において「元請負人」とは、下請契約における注文者をいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。

(一括委任または一括下請負の禁止)

第3条 元請負人は、請け負った工事の全部もしくはその主たる部分または他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

(下請負人の選定)

第4条 元請負人は、下請施工をさせる場合には、施工能力、雇用管理および労働安全管理の状況、労働福祉の状況および下請との取引の状況等を総合的に勘案して、優良な業者を選定すること。

(下請契約の締結)

第5条 下請契約の当事者は、契約の締結にあたって、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 契約の当事者は、法第19条の内容を備えた書面による契約を締結すること。
- (2) 契約の当事者は、対等な立場で十分協議の上、施工条件を明確にするとともに、適正な工期および工程を設定することとし、工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする契約を締結してはならない。
- (3) 請負代金の設定については、施工責任範囲および施工条件等を反映したものとし、消費税等相当分を計上すること。
- (4) 請負代金の決定は、見積および協議など適正な手順によること。
- (5) 下請契約の締結後、正当な理由なく請負代金を減じるなど、自己の取引上の地位を不当に利用しないこと。
- (6) 不必要な重層下請は、行わないこと。
- (7) 元請負人は、函館市工事請負契約約款（以下、「工事約款」という。）第7条の2第2項に規定する場合を除き、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）を下請負人としてはならない。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(下請代金の支払等)

第6条 下請代金の支払等については、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 下請代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。
- (2) 下請代金の支払は、できる限り現金払とし、手形等（手形、一括決済方式または電子記録債権をいう。以下同じ。）併用の場合も現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分は現金払とすること。

- (3) 手形等のサイトは60日以内で、できる限り短い期間とし、一般の金融機関による割引が困難な手形等は交付しないこと。
- (4) 元請負人は、前払金の支払を受けた時は、下請負人に対し、資材の購入、建設労働者の募集、その他建設工事の着手に必要な費用を現金で前払すること。
- (5) 元請負人は、下請負人に対して建設工事に必要な資材を元請負人から購入させる場合には、下請代金の支払期日前に当該資材の代金を支払わせないこと。
- (6) 元請負人は、下請負人が倒産または資金繰りの悪化等により、下請工事の施工に関わる建設労働者等の関係者に対して請負代金および賃金の不払等不測の損害を与えることのないよう十分指導すること。
- (7) 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請負人の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、元請負人と下請負人の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、元請負人は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額ならびに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額および当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。

(施工体制台帳の提出)

第7条 発注者から直接建設工事を請け負った元請負人は、請負代金額にかかわらず、全ての建設工事において、国土交通省令および「施工体制台帳の取扱いについて」（令和5年2月24日付け建管第1504号）に従って記載した施工体制台帳（施工体系図を含む。）を作成の上、発注者に提出すること。

(下請における雇用管理等)

第8条 元請負人は、下請契約により定められた事項を適正に履行するよう指導、助言その他の援助を行うとともに、適正な工程管理の実施、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）および労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の遵守、労働保険料の適正な納付等の措置を講じること。

(任意保険等)

第9条 元請負人は、任意の労災補償制度および第三者に対する損害賠償責任保険等に参加し、万一の事故に備えて、十分な対策を講ずるよう配慮すること。

(勤労者退職金共済機構への加入等)

第10条 勤労者退職金共済機構への加入等について、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 受注者は、勤労者退職金共済機構に参加するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について、退職金ポイントまたは共済証紙を購入し、当該労働者に対する掛金充当のために必要な就労状況を電子申請専用サイトを通じて機構に適正に報告し、または当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 受注者は、建設業退職金共済掛金収納届（退職金制度加入状況届）または掛金収納書（電子申請方式）を、特別な事業があると認められる場合を除き、電子申請方式の場合は工事請負契約締結後40日以内に、証紙貼付方式の場合は工事請負契約締結後1か月以内に発注者に提出すること。なお、期限内に提出できない場合においては、あらかじめその事由および提出予定

を併せて申し出ること。

- (3) 受注者は、前号の申出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、退職金ポイントまたは共済証紙を追加購入したときは、当該購入に係る収納届または収納書を工事完成時までには発注者に提出しなければならない。
- (4) 受注者が下請契約を締結する場合は、下請負人（二次以下の下請負人を含む。以下同じ。）に対して建設業退職金共済制度の趣旨を説明し、下請負人が雇用する同制度の対象労働者に係る退職金ポイントまたは共済証紙を併せて購入すること。なお、購入にあたっては、同制度の対象労働者数およびその延べ就労日数を的確に把握するとともに、退職金ポイントの充当を一括して申請すること、または共済証紙をできるだけ一括して購入し、現物により交付すること。ただし、共済証紙の現物交付が困難な場合は共済掛金相当額を下請代金中に算入すること。
- (5) 受注者は、建設業退職金共済制度の対象となる労働者に対する退職金ポイントの充当実績または共済証紙の貼付実績について、建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表または函館市発注工事に係る元請事業主による建設業退職金共済制度関係事務受託処理要領第8条に規定する建退共証紙貼付実績書を、工事完成時に発注者に提出すること。
- (6) 発注者は、退職金ポイントまたは共済証紙の購入状況を把握するために必要があると認めるときは、受注者に購入状況のほか、対象労働者の就労状況、退職金ポイントの充当状況、共済証紙の貼付状況等がわかる資料の提出を求めることができる。
- (7) 下請負人の規模が小さく、建設業退職金共済制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、受注者に同制度への加入手続および掛金納付に係る事務等の処理を委託する方法もあるため、受注者においてできる限り下請負人の事務の受託に努めること。

（資材業者の保護）

第11条 元請負人は、第4条に規定する下請契約を締結した業者のほか、資材業者、建設機械または仮設機械リース業者に対しても、法における下請負人の保護の規定に準じて適正に処置すること。

（工事事務防止等）

第12条 建設工事の施工にあたっては、保安要員の適正配置、地下埋設物に対する取扱いの配慮および従業員の技術研修等安全管理体制を強化し、事故絶滅に努めるとともに、交通事故等を起こさぬよう万全の注意を払うこと。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。